

発電側基本料金の詳細設計について⑥

第46回 制度設計専門会合
事務局提出資料

令和2年3月31日（火）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日も議論いただきたい点

- 発電側基本料金については、2023年度の導入を目指し、システム開発に必要となる制度設計や容量市場など他の制度改革との関係で整理が求められる事項を優先しつつ、詳細設計にかかる検討を進めていくこととしていたところ。
- 本日は、発電側基本料金の課金・回収の実務にかかる論点についてご議論いただきたい。

<今後の検討事項>

本日も議論いただきたい点

発電側基本料金の詳細	<ul style="list-style-type: none">✓ 課金の根拠となる契約関係の在り方（課金回収の実務、課金対象者への通知等）✓ 課金対象となるkWの決定方法（逆潮kW、需要側kWとの差引き、小規模逆潮等）✓ 契約期間、支払期日等の契約条件✓ 自己託送、自営線を利用したマイクログリッドの取扱い など
割引制度	<ul style="list-style-type: none">✓ 割引対象地域の区分方法（配電用変電所単位か、行政区分等か）✓ 割引対象地域の5年毎見直しに伴う経過措置の必要性✓ 送配電設備都合で逆潮できない場合の取扱い✓ ノンファーム型接続の取扱い など
転嫁の円滑化	<ul style="list-style-type: none">✓ 発電・小売間の負担転嫁に関する考え方 など
料金の算定方法・審査プロセス	<ul style="list-style-type: none">✓ 料金の算定方法（どの時点のkW情報を用いるか など）✓ 料金審査プロセス（導入時、割引地域の5年毎見直し時 など）
送配電関連費用の回収構造の是正	<ul style="list-style-type: none">✓ 基本料金率の引き上げ水準、実施時期

(※) FIT電源に関する調整措置については、発電側基本料金の具体的な水準や契約関係・導入時期等を見据えつつ、2019年度以降の調達価格等算定委員会で検討することとされている。

発電側基本料金が支払われない場合の取扱い(逆潮停止の業務フロー)①

- 第44回専門会合では、「発電者が発電側基本料金を支払わない場合には逆潮を止める」と整理した上で、その具体的な取扱い(業務フロー)については別途検討することとしていた。
- 逆潮を停止する際の業務フローについては、需要側の託送料金が支払われない場合の業務フローを参考に整理することが基本と考えられるのではないか。

【需要側の託送料金が支払われない場合に供給を停止する際の業務フロー】

■ 一般送配電事業者による託送契約の解約時の手続き (小売電気事業者が託送料金を支払わない場合)

- ① 一般送配電事業者と小売電気事業者との間の取扱い
 - 1) 託送料金が支払期日(支払義務発生日の翌日から起算して30日目)までに支払われない場合、一般送配電事業者が小売電気事業者に対して、接続供給契約を解約し、供給を停止する旨を通知する
 - 2) それでもなお支払われない場合、一般送配電事業者は、当該小売電気事業者との接続供給契約を解約する
 - 3) (以下②のプロセスを経た上で) 需要家が新たな小売供給契約を締結しない場合には一般送配電事業者が供給を停止する(=系統から解列する)
- ② 一般送配電事業者が需要家に対してとるべき対応(*)
 - 1) 他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、最終保障供給(経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給)を申し込む方法があると説明すること
 - 2) 新たに小売供給契約等を締結しない場合は、無契約状態を理由とする供給停止になる旨の予告通知を行うこと
 - 3) 供給停止を行う1ヶ月程度前及び5日程度前までに、供給停止日を明示すること

■ 小売電気事業者からの小売供給契約の解約時の手続き (需要家が小売電気料金を支払わない場合)

- ① 小売電気事業者が需要家・一般送配電事業者に対してとるべき対応(*)
 - 1) 小売電気料金が支払期日(各契約により個別に設定)までに支払われない場合、小売電気事業者が需要家に対して、小売供給契約の解約を行う15日程度前までに解約日を明示して通知する
 - 2) 小売供給契約の解約に伴い当該需要場所に関する託送契約の解約を行う10日程度前までに、小売電気事業者は、小売電気事業者側からの小売契約の解約を理由とすることを明示した上で、一般送配電事業者へ接続供給契約の解約の連絡を行う
 - 3) それでもなお支払われない場合、小売電気事業者は、当該需要家の小売供給契約を解約し、一般送配電事業者は、当該需要家にかかる小売電気事業者との接続供給契約を解約する
 - 4) (以下②のプロセスを経た上で) 一般送配電事業者が供給を停止する(=系統から解列する)
- ② 一般送配電事業者が需要家に対してとるべき対応(*)
 - 1) 最終保障供給(経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給)を申し込む方法があると説明すること
 - 2) 新たに小売供給契約を締結しない場合は、無契約状態を理由とする供給停止になる旨の予告通知を行うこと
 - 3) 供給停止を行う5日程度前までに、供給停止日を明示すること

(注) * 印の項目に記載している対需要家等との手続きについては、「電力の小売営業に関する指針」に定められている

発電側基本料金が支払われない場合の取扱い(逆潮停止の業務フロー)②

- 具体的には、一般送配電事業者による託送契約の解約時の手続き(小売電気事業者が託送料金を支払わない場合)を参考として、以下のとおり対応することを基本としてはどうか。

【発電側基本料金が支払われない場合に逆潮を停止する際の業務フロー】

【一般送配電事業者と発電量調整供給契約を直接締結している発電者の場合】

- 1) 発電側基本料金が支払期日(支払義務発生日の翌日から起算して30日目)までに支払われない場合、一般送配電事業者が発電者に対して、発電量調整供給契約を解約する旨を通知する
 - 2) それでもなお支払われない場合、一般送配電事業者は、当該発電者との発電量調整供給契約を解約する
- (※) これ以降、発電者は発電した電気を売電することはできなくなる。それでも発電して逆潮させた電気は、無償で一般送配電事業者に取り上げられることとなる。

【発電BGに属して直接には発電量調整供給契約を締結していない発電者の場合】

- 1) 発電側基本料金が支払期日(支払義務発生日の翌日から起算して30日目)までに支払われない場合、一般送配電事業者が発電者に対して、発電BGから除外する旨を通知する。また、発電BG代表者に対して、上記通知内容を共有する。
 - 2) それでもなお支払われない場合、発電BGの代表者は、当該発電者を発電BGから除外する(発電者は無契約状態となる)
- (※) これ以降、発電者は発電した電気を売電することはできなくなる。それでも発電して逆潮させた電気は、無償で一般送配電事業者に取り上げられることとなる。

(注) 発電量調整供給契約が解約された場合、逆潮分の電力量(kWh)は、計画値同時同量制度上もゼロとなり、小売への販売電力量にもカウントされない。発電側から見れば、売電収入の機会を失うこととなる。発電BGから除外された場合も同様の扱いとなる。

- それでもなお逆潮が継続する場合には、一般送配電事業者は当該需要場所に電気を供給する小売電気事業者と協議し了解を得た上で、当該需要場所を系統から解列するといった措置を講じることができることとするという案もあり得るが、そうした場合の取扱いについては今後検討する。

※ 現行制度上、保安上の危険がある場合など一定の条件を満たす場合であれば、一般送配電事業者は、需要場所(発電場所)を系統から解列することができる。

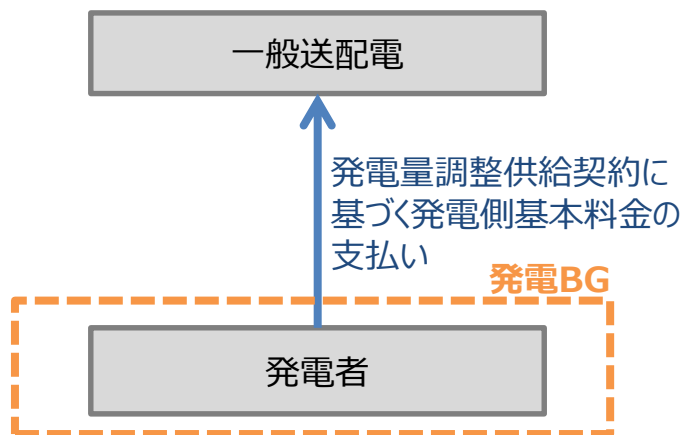
- なお、発電側基本料金を支払わないことは、電気事業法第17条の接続拒否にかかる正当な理由に該当すると解される。

(参考)発電側基本料金の課金・回収の実務について

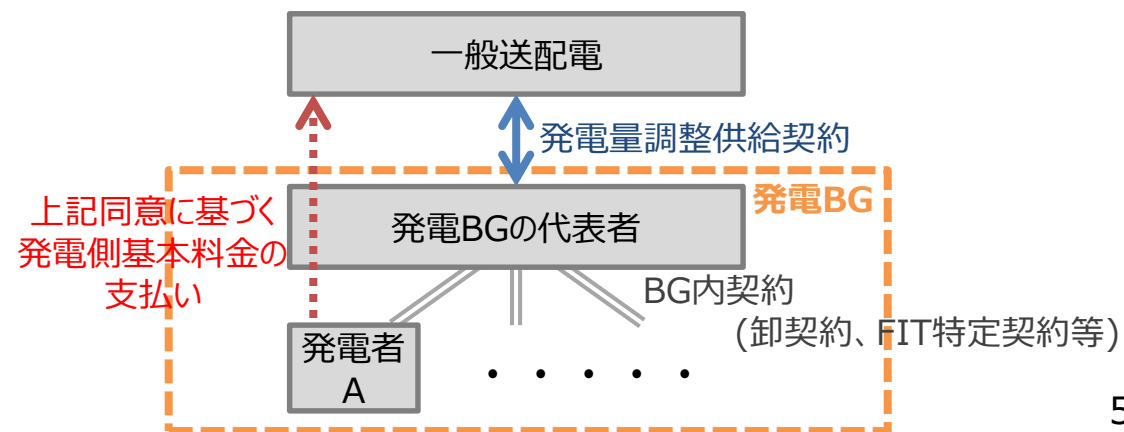
- 発電側基本料金は、系統利用者である発電者にも送配電関連費用に与える影響(受益)に応じた費用負担を求めるものであり、その支払義務については個別の発電者が負うのが基本。
 - 一般送配電事業者と発電量調整供給契約を直接契約している発電者(下の左図)については、一般送配電事業者に直接発電側基本料金を支払うこととなり、発電側基本料金を支払わない場合には逆潮を止めることとなる。
 - 発電BGに属して直接には発電量調整供給契約を締結していない発電者(下の右図)については、発電側基本料金を確実に課金・回収するため、**発電者が、①一般送配電事業者が発電側基本料金を支払うこと、及び、②発電側基本料金を支払わない場合には逆潮を止めること/BGからも退出すること、に同意する場合は、発電量調整供給契約を直接締結せずに逆潮することを認める旨、託送供給等約款に規定すること**としてはどうか。

- ※ 発電BGの組成要件として、各発電者が発電側基本料金を支払うことも併せて託送供給等約款の中で規定する。
- ※ 一般送配電事業者がFIT電源の買取主体になっている場合も同様とする。
- ※ 逆潮を止める際の具体的な業務フローについては別途検討する。
- ※ 発電側基本料金の支払いについては、BG代表者を經由することを基本としつつ、実務面の影響等を踏まえ、今後検討する。

一般送配電が発電者と直接契約する場合



一般送配電が発電BGの代表者と契約する場合



需要側の託送料金の契約kW情報の取扱い

- 第44回・第45回専門会合では、以下のとおり整理した。
 - 発電側基本料金の課金・回収にあたっては、以下の内容を個別発電者に通知する。
 - ① 請求金額
 - ② 支払期日
 - ③ 発電場所ごとの課金対象kWの算定根拠（発電側の最大受電電力、需要側の託送料金の契約kW）
 - ④ 発電場所ごとの料金の算定根拠（課金対象kW、課金単価、割引有無）
 - 個別発電者への通知は、
 - 一般送配電事業者と発電量調整供給契約を直接締結している発電者については、一般送配電事業者が直接行う。
 - 発電BGに属して直接には発電量調整供給契約を締結していない発電者については、一般送配電事業者から発電BG代表者経由で行う。
- 上記のうち、需要側の託送料金の契約kW情報については、発電側基本料金の課金対象kWの算定根拠として、個別発電者や課金・回収を行う発電BG代表者にとって重要である一方で、契約上の需要場所と発電場所が同じであっても契約者名が異なる場合など、当該情報の扱いが個人情報保護等との関係で論点となりうると考えられる。
このため、**需要側の託送料金の契約kW情報については、託送供給等約款において、契約上同じ需要場所(=発電場所)の発電者及び当該発電者が属する発電BGの代表者にも提供されることを規定すること**としてはどうか。

小規模逆潮にかかる契約超過金の取扱い

- 第43回専門会合では、「発電側基本料金の契約超過金としては、最大受電電力又は需要側の託送契約kWのうち、いずれか大きい方を超過したkW分について求める」と整理した。ただし、最大受電電力が10kW未満と小規模な場合は、当分の間、発電側基本料金の課金対象外となっているため、別途、取扱いを整理する必要がある。
- **最大受電電力が10kW未満と小規模である場合**においては、以下のとおり取扱うこととしてはどうか。
 - ① **実際の逆潮が10kW未満**であれば、最大受電電力や需要側の託送契約kWを超過したとしても、最大受電電力が10kW未満の場合と同様に、**発電側基本料金や契約超過金の負担は求めない**
 - ② **実際の逆潮が10kW以上**となった場合は、発電側基本料金の負担が生じる最小規模となる**最大受電電力が10kWである場合と同水準の発電側基本料金及び契約超過金の負担を求める**（下表参照）
- なお、契約上の最大受電電力を超過して逆潮した場合は、超過した理由を確認の上、契約上の最大受電電力の見直し要否について一般送配電事業者と協議することになると考えられる。

<最大受電電力が10kWの場合における負担水準>

最大受電電力 (契約値)	実際の逆潮kW	需要側の託送契約kW	発電側基本料金の課金対象kW	契約超過金の対象となるkW
10kW	9kW	4kW	6kW (=10-4)	-
10kW < 13kW	13kW	4kW	6kW (=10-4)	3kW (=13-10)
10kW < 13kW < 15kW	13kW	15kW	0	0
10kW < 13kW	13kW	11kW	0	2kW (=13-11)

<最大受電電力10kW未満である場合に、実際の逆潮が10kW以上となった場合の負担水準>

最大受電電力 (契約値)	実際の逆潮kW	需要側の託送契約kW	発電側基本料金の課金対象kW	契約超過金の対象となるkW
8kW < 9kW	9kW	4kW	課金対象外	
8kW < 13kW	13kW	4kW	6kW (=10-4)	3kW (=13-10)
8kW < 13kW < 15kW	13kW	15kW	0	0
8kW < 13kW	13kW	11kW	0	2kW (=13-11)

(参考)契約超過金の取扱い

- 前回の専門会合では、発電側基本料金の課金対象kWの算定について、以下の内容を提示した。
 - ① 系統側への逆潮kWとして、最大受電電力(kW)を用いること
 - ② 最大受電電力を超過して逆潮した場合は契約超過金を設けること
 - ③ 契約超過金の水準は、需要側の託送料金の基本料金の扱いと同様に、超過した月の超過分kWに発電側基本料金の単価を乗じて得た金額の1.5倍に相当する額とすること
- 上記のうち契約超過金については、契約上の最大受電電力を超過した逆潮そのものを抑止する観点から、契約上の最大受電電力を超過したkW分について求めることも考えられる【ケース1】。
- しかし、発電側基本料金の課金対象kWは、需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮kW分であることから、**発電側基本料金の契約超過金としては、最大受電電力kW又は需要側の託送契約kWのうち、いずれか大きい方を超過したkW分について求める**こととしてはどうか【ケース2】。
- なお、契約上の最大受電電力を超過して逆潮した場合は、超過した理由を確認の上、契約上の最大受電電力kWを見直すかどうかについて検討・協議することになると考えられる。

【ケース1】契約上の最大受電電力kWの超過分について契約超過金を設ける

最大受電電力 (契約値)		実際の 逆潮kW	需要側の 託送契約kW	契約超過金の 対象となるkW
90kW	<	95kW	50kW	5kW (=95-90)
90kW	<	95kW	100kW	5kW (=95-90)
90kW	<	105kW	100kW	15kW (=105-90)

【ケース2】最大受電電力kW又は需要側の託送契約kWのうち、いずれか大きい方を超過した分について契約超過金を設ける

最大受電電力 (契約値)		実際の 逆潮kW	需要側の 託送契約kW	契約超過金の 対象となるkW
90kW	<	95kW	50kW	5kW (=95-90)
90kW		95kW	< 100kW	0
90kW		105kW	> 100kW	5kW (=105-100)